



せい かつ ほ ご
生活保護のしおり



ぐじょうしふくしじむしょ
郡上市福祉事務所

ぐじょうしやくしょ けんこうふくしぶ しゃかいふくしか
(郡上市役所 健康福祉部 社会福祉課)

●生活保護の目的

私たちは、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年を取り収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で生活に困ることがあります。生活保護制度は、このようなとき、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても、なお生活が成り立たない世帯に対して、国が一定の基準に従って必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。



●生活保護利用までの流れ

生活保護を利用するまでの流れは以下のようにになっています。

① 相談

まずは社会福祉課に相談し、困っている内容をお聞かせください。

② 申請

生活保護を希望する方は、生活保護を利用するための申請書類を提出します。

③ 調査

生活保護を申請すると、生活状況や資産状況の調査が行われます。

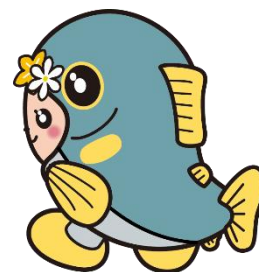
調査の後、生活保護による支援が必要かどうかの審査が行われます。

④ 開始

生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。

また、担当員（ケースワーカー）による自立に向けた支援が開始されます。

●^{ほ ご う てつづ}保護を受けるまでの手続き



① ^{そうだん}相談

^{せいかつ こま}生活に困っており、^{せいかつ ほ ご せいど}生活保護の制度について聞きたい、^{せいかつ ほ ご りよう}生活保護を利用したいとおもわれたら、^{しゃかいふくしか}社会福祉課にご相談ください。

^{そうだん じ}相談時には、^{せいかつじょうきよう}生活状況や^{しさんじょうきよう}資産状況、^{しんぞく}親族との^{こうりゅうじょうきよう}交流状況などを確認させていただきます。^{はなし}プライベートな部分もありますので、お話は可能な範囲で構いませんから、^{きがる}気軽に相談してください。

^{そうだん なか}相談の中で、^{せいかつ ほ ご せいど}生活保護の制度について詳しく説明を聞き、^{せいかつ ほ ご りよう}生活保護の利用が必要な場合には^{ばあい しんせい}申請をしてください。

② ^{しんせい}申請

^{せいかつ ほ ご りよう}生活保護の利用には、^{ほんにん いし}本人の意思で^{しんせい}申請することが必要です。^{しんせいしよるい}申請書類に必要な^{じこう きにゆう}事項を記入して^{しゃかいふくしか}社会福祉課へ^{ていしゅつ}提出してください。^{しんせい}申請に伴い、^{ちようさ}調査に必要な書類や^{しさんじょうきよう}資産状況を^{かくにん}確認できる資料なども求められることがあります。なお、何らかの^{じじよう}事情で本人が^{しんせい}申請できないときは、^{しんぞく}親族などが^{だいり}代理で^{しんせい}申請することもできます。

^{あき きゆうはく}※明らかに^{じょうきよう}窮迫した状況にあるときは^{ほんにん}本人からの^{しんせい}申請がなくても、^{しよっけん}職権で^{せいかつ ほ ご}生活保護を開始する場合があります。

また、^{しんせいしゃ}申請者が^{ぼうりよくだんいん}暴力団員であることが^{かくにん}確認された場合には^{ばあい}原則として、^{げんそく}既に^{すで}申請を行っている場合には^{しんせい}申請を^{きやつか}却下し、^{そうだんとう}相談等の段階である場合には^{ばあい}暴力団を^{ぼうりよくだん}離脱しない限り^{かぎ}申請を行っても^{おこな}却下となります。

③ 調査

生活保護の申請をされますと、面接やご自宅への訪問、官公署・金融機関・親族への照会などにより、保護の要否や程度を判定するために必要な調査をさせていただきますので協力して下さい。(調査を拒否したときや、虚偽の申し立てをしたときは、保護を受けられないことがあります。)



<調査の内容と生活保護制度について>

1. 生活保護と資産の関係

現金、預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、貴金属など、資産の保有状況を調査します。預貯金、生命保険については、金融機関(銀行、郵便局など)や生命保険会社などに資産調査も行います。

売却などが可能な資産がある場合には、処分して生活費に充てていただくこともあります。ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められますし、世帯員の通勤、通院、通学などの事情によっては自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

2. 能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先します。

求職活動を行うにあたり、就労支援や職業訓練などの支援も行っています。

3. 親族からの援助について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

なお、親族からの扶養は可能な範囲での援助をいうものであり、援助可能な親族がいることで生活保護の申請ができないというものではありません。

社会福祉課から、民法上の扶養義務がある親族に対して援助が可能かどうか照会させていただきます。

また、DV(家庭内暴力)や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。

4. 他の制度の利用（他法優先）

生活保護以外にも、年金、各種手当、医療助成、社会保障など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、そちらを優先して活用していただきます。



生活保護法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

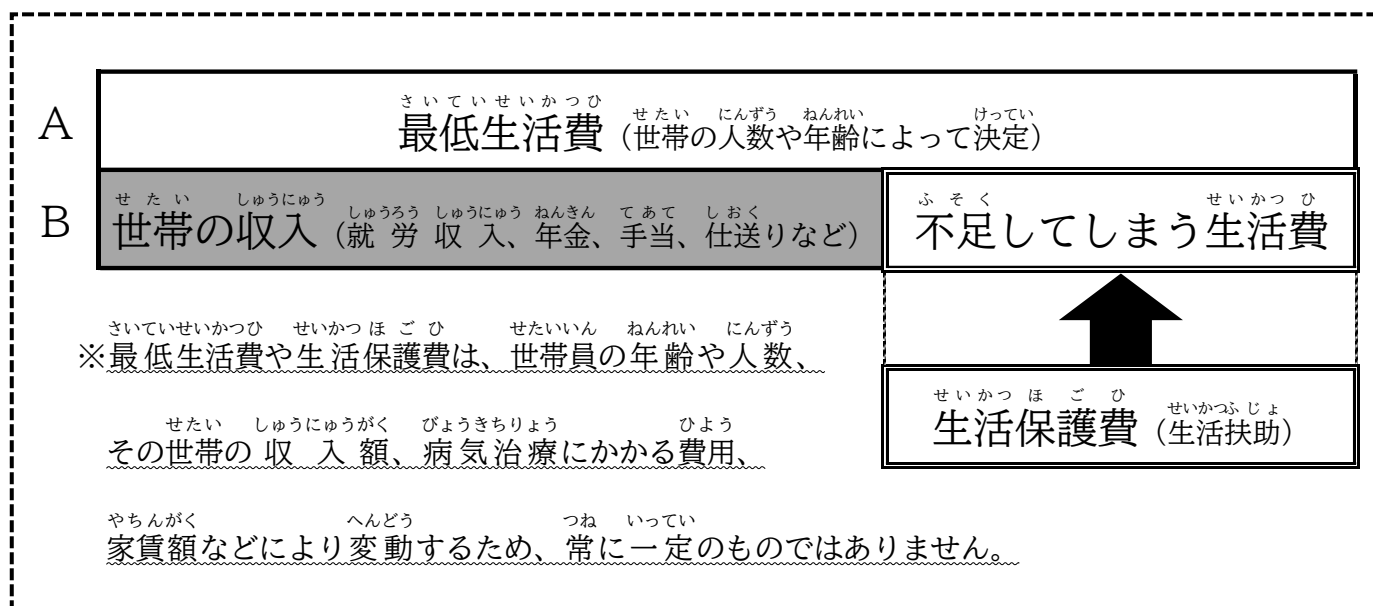
2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

④ 開始

さまざまな調査を行った後、国が定める基準をもとに保護の利用ができるかどうかを決定します。

国が決めしている保護基準によって計算した、あなたの世帯に必要な「最低生活費 (A)」と、あなたの世帯のすべての「収入 (B)」とを比べ、最低限度の生活を送るのに足りない分が保護費として支給されます。「収入」が「最低生活費」を超える場合には、生活保護の利用はできません。



保護が受けられる場合には、保護開始決定通知書をお渡しします。

保護が受けられない場合には、その理由を記載した保護却下決定通知書をお渡しします。

保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内(特別な事情で調査に時間を要する場合には、最長で30日以内)に通知します。

※決定に不服があるときには、不服の申立てができます。(8ページ参照)

●保護費の支給

保護費は、原則として毎月5日（5日が土日、祝日に当たる場合はその直前の平日）に、指定の金融機関口座へ振り込みます。

なお、生活保護は、その全部を金銭で支給するものではありません。

保護の種類によっては、社会福祉課があなたに代わって直接関係先に支払うもの（代理納付）もあります。

<保護の種類>

保護には次の8つの扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が受けられます。

- ① 生活扶助（食料費、衣料費、光熱水費など日常のくらしの費用）
- ② 住宅扶助（家賃・地代・住宅の補修・雪おろしなどの費用）
- ③ 教育扶助（義務教育に必要な学用品代、給食費、教材費などの費用）
- ④ 医療扶助（病気やけがの治療のため病院などにかかる費用）
- ⑤ 介護扶助（介護サービスが必要な場合の費用）
- ⑥ 出産扶助（出産に必要な費用）
- ⑦ 生業扶助（高校就学、技能取得および就職のために必要とする費用等）
- ⑧ 葬祭扶助（親族の埋火葬を行うために必要な費用※）

※ひとり暮らしの方が亡くなった場合には、適用されません。



●生活保護を受けると

生活保護受給中は免除や減額、又は資格を失うことがあります。

申請が必要なものもありますので、社会福祉課にご相談のうえ、必要な手続きをとってください。

1. 免除、減額されるもの ※全て申請が必要です。

国民年金の保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、市民税、

固定資産税、軽自動車税、NHK受信料

2. 資格を失うもの

国民健康保険、後期高齢者医療保険

●生活保護を受けている方の権利

- ・条件を満たせば、すべての方が平等に、世帯の生活の必要に応じた扶助を受けることができます。
- ・正当な理由なく、保護費が削減されたり、生活保護の利用ができなくなることはありません。
- ・受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。



●^{ふふくもうした}不服申立てについて

^{せいかつ ほ ご}生活保護^{へんこう}の変更、^{ていし}停止、^{はいし}廃止などは^{ぶんしょ}文書でお知らせしますが、^{けつてい}決定の^{ないよう}内容に^{ふふく}不服があるときは、^{けつてい}決定の^しあったことを知った日の^ひ翌日から^{よくじつ}起算して、^{きさん}3か月以内に^{ぎふけん}岐阜県知事^{ち じ}に対して^{しんさせいきゅう}審査請求を行うことができます。

なお、^{けつてい}決定があったことを知った日の^ひ翌日から^{よくじつ}起算して3か月以内であっても、^{けつてい}決定があった日の^ひ翌日から^{よくじつ}起算して1年^{ねん}を経過すると^{しんさせいきゅう}審査請求をすることができなくなります。ただし、^{にほんこくせき}日本国籍がない方は^{かた}審査請求^{しんさせいきゅう}を行うことができません。

●^{せいかつ ほ ご}生活保護^うを受けている方^{かた}の^{ぎ む}義務

1. ^{せいかつこうじょう}生活向上^むに向けた^{どりよく}努力をする

(1) ^{はたら}働ける^{のうりよく}能力のある方^{かた}

^{はたら}働ける^{のうりよく}能力のある方は、その^{かた}能力に^{のうりよく}応じて^{おう}収^{しゅうにゆう}入^えを得ることができるように努めてください。（^{しゅうろうのうりよく}就労能力があるにもかかわらず^{はたら}働かない方^{かた}、^{はたら}働いていてもその^{のうりよく}能力に^{くら}比べ^{しゅうにゆう}収^{しょうがく}入^{かた}が少額の方には、^{しどう}指導・^{し じ}指示^{おこな}を行い、それを^{まも}守らない場合は^{ばあい}保護^{ほ ご}を変更、^{ていしまた}停止又は^{はいし}廃止することがあります。）

(2) ^{びょうき}病気などで^{ちりょう}治療^{ひつよう}が必要な方^{かた}

^{びょうき}病気や^{ちりょう}けがで^{ひつよう}治療^{かた}が必要な方は、^{いりようきかん}医療機関を受診し、^{じゅしん}医師の^{い し}指示^{し じ}に従^{したが}って^{ちりょう}治療に^{せんねん}専念してください。



(3) 生活面では

生活保護費は、原則、月1回当月分を口座振込で支給します。生活費を計画的に使用できるよう、月の途中で使い切ってしまうことのないよう、家計簿をつけ日々の支出を見直すなど、ご自身で、できる限りの金銭管理を行い、生活の維持向上に努めてください。

2. 保護費を支給目的のために使う

保護費は、光熱水費や食費、家賃などの日常生活の維持のために支払われるものです。そのため、支払いが滞ることがないようにしてください。

3. 担当員（ケースワーカー）の指導指示は守る

担当員（ケースワーカー）から、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導をすることがありますので、これを守ってください。

● 届出（申告）が必要なもの

生活保護の受給中は、生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

必要な届出をしなかったり、事実と異なる届出をした場合は、本来受給できる保護費が受給できなかったり、既に受給した保護費を返還していただかなければならなくなる場合があります。（11・12ページ参照）

1. 世帯状況の変化を届け出る

- ・住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談をしてください）
- ・家族に変化があったとき（出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など）
- ・就職や離職をしたとき
- ・健康保険の資格を取得や喪失したとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・家賃、地代が変更されたとき
- ・医療機関を受診するとき（12・13ページを参照）
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき



2. 収入を届け出る

- ・毎月の給与などの定期的な収入、賞与などの臨時収入
- ・アルバイト収入（未成年の方が収入を得た場合も含む）
- ・年金や公的手当などの収入
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金の収入
- ・交通事故の慰謝料、補償金などの収入
- ・不動産などの資産の売却収入
- ・相続、養育費、親族からの仕送りや援助などの収入



※上記は一例で、あらゆる収入の申告が必要です。

3. 資産を届け出る

資産の増減や、利用状況の変化があった場合は届出が必要です。

資産の状況に変化がない場合でも、最低でも一年に1回は、世帯員全員が資産の

保有状況を届け出る必要があります。

●生活保護受給中は、借金をしないでください

毎月の生活は、最低生活費の範囲内で行うように努め、借金をしないでください。

もし、金融機関や知人等からお金を借りた場合、借りたお金は全額を収入として

認定することになり、生活保護費を減額調整(額によっては生活保護停止又は廃止)

することになります。その上、借金の返済も行うこととなり、生活が苦しくなりま

すので、借金はしないでください。

また、生活保護費からの借金返済は認められません。ただし、奨学金等の一部の

貸付金は認められる場合がありますので、事前に相談してください。

●保護費を返さなければならないとき

1. 不正な手段により保護を受けたとき(不正受給)

必要な届出(申告)をしなかったり、収入を偽って申告したり、事実と異な

る届出をして、保護費を受け取ると「不正受給」となります。不正に受けた保護費

は返還していただきます。特に悪質な手段による「不正受給」と判断された場合

には、警察へ告訴などを行う場合があります。

2. 資力がありながら保護を受けたとき

急迫した事情のため、本来資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、先に支給された保護費を後から返還していただきます。例えば、財産や資産がすぐに処分できなかった場合は処分した時点で返還するとか、交通事故による補償金がすぐにもらえなかった場合はもらった時点で返還するなどです。

3. 扶養能力のある扶養義務者がありながら保護を受けたとき

扶養義務者が、十分な扶養能力を持ちながら、その保護を受けているものに対して扶養しなかったことが後から分かったときには、その扶養義務者の扶養能力の範囲内でそれまでの保護のために要した費用の全部又はその一部を扶養義務者から徴収できることになっています。



● 医療機関を受診するときは

1. 初めて受診するとき

- (1) 印鑑を持って社会福祉課又は各振興事務所へ行き、窓口で「医療機関を受診したい」と申し出てください。
- (2) 窓口で「傷病届」に、住所、氏名、受診したい医療機関の名称、病状などを記入し、印鑑を押します。
- (3) その場で「診療依頼書」をお渡しします。
- (4) 「診療依頼書」を医療機関の窓口に出して、受診してください。
(社会保険証をお持ちの方は、一緒に窓口に出してください。)

※この^{てつづ}手続きをしないと、^{いりようきかん}医療機関から^{しんさつりよう}診察料や^{くすりだい}薬代を^{せいきゆう}請求されます。^{あと}後からその^{だいきん}代金を^{ほごひ}保護費として^{しきゆう}支給することはできませんので、^{かならず}必ず(1)～(4)の^{てつづ}手続きを^{おこな}行ってください。

2. 同じ傷病で続けて受診するとき

- (1) ^{ちよくせつ}直接、^{いりようきかん}医療機関に行って^{じゅしん}受診してください。
- (2) 1か月以上^{げついじょういりようきかん}医療機関を受診しなかったときや、^{おな}同じ^{いりようきかん}医療機関でも^{ちが}違う^{しょうびよう}傷病で^{じゅしん}受診するときは、^{はじ}初めて^{じゅしん}受診するときと同じ^{おな}手続きを^{てつづ}してください。

3. 夜間や休日に急病でかかるとき

- (1) ^{いりようきかん}医療機関を受診し、^{まどぐち}窓口で「^{せいかつほご}生活保護を受けている」と^{つた}伝えてください。
- (2) ^{かならず}必ず、^{よくじつ}翌日(開庁日)に1の^{てつづき}手続きを^{てつづき}してください。



4. その他注意事項

- (1) ^{にゅういん}入院、^{たいいん}退院する場合は、^{ばあい}必ず^{かならず}社会福祉課へ^{れんらく}連絡してください。
- (2) ^{ちか}できるだけ近くの^{いりようきかん}医療機関を受診してください。また、^{おな}同じ^{びようき}病気で2つ以上^{いじょう}の^{いりようきかん}医療機関を受診したり、^{むやみに}むやみに^{いりようきかん}医療機関を^か変えたりしないでください。
- (3) ^{いし}医師が^{こうはつひやくひん}後発医薬品(ジェネリック医薬品)を^{いやくひん}認めていない場合を除き、^{ばあい}後発医^{のぞ}薬品^{こうはつひ}を利用してください。
- (4) ^{せじゆつ}施術の^{きゆうふ}給付(柔道整復、^まあん摩・^{じゅどうせいふく}マッサージ、^{はり}はり・^{きゅう}きゅう)は、^{いりようきかん}医療機関での^{じゅしん}受診とは^{とりあつか}取扱いが^{こと}異なりますので、^{じぜん}事前に^{たんとうしや}担当者に^{そうだん}ご相談ください。

お問い合わせ・相談先

◆^{たんとういん}担当員（ケースワーカー）

^{たんとういん}担当員（ケースワーカー）は、^{しゃかいふくしか}社会福祉課の^{しよくいん}職員で、^{せいかつほごせいど}生活保護制度を^{ただ}正しく使^{つか}っていたくために、あなたの^{かてい}家庭の^{せいかつじょうたい}生活状^{しゅうにゆうとう}態や^{ちようき}収^{しゅう}入^{にゅうとう}等について調査したり、いろいろな^{そうだん}相談^{おう}に応じるために、ときどきあなたのお^す住^{にゅういん}まいや入^{しよ}院^{さき}（所）^{ほうもん}先を訪問します。プライバシーは^{かた}固^{まも}く守ります。

◆^{みんせいいいんじどういん}民生委員児童委員

^{みんせいいいんじどういん}民生委員児童委員は、^{こうせいろどうだいじん}厚生労働大臣からの^{いしよく}委^う嘱を受け、^{ふくしじむしょ}福祉事務所（^{ぐじょうしやくしよけんこう}郡上市役所健康^{ふくしふ}福祉部）の^{きようりよくきかん}協^{せいかつほご}力^{じどうもんだい}機^ぼ関^{しもんだい}になっています。生活保護はもちろん、児童問題・母子問題・^{しょうがいしやもんだい}障^{ろうじんもんだい}害^{しゃかいふくしぜんぱん}者^{そうだん}問題^うなど、社会福祉全般にわたって相談を受けておられます。もちろん、^{そうだんないよう}相談^{ほうりつ}内容^{まも}については、法律でプライバシーを守ることになっていますので、^{あんしん}安心してご^{そうだん}相談ください。

◆^{そうだんしえん}ふくし相談支援センター（^{でんわ}電話：0575－88－9988）

^{そうだんしえん}ふくし相談支援センターは、^{かけい}家計のこと、^{しごと}仕事のことなど、^{せいかつ}生活^{なか}の中のさまざまな^{そうだん}相談^{おう}に^{もんだいかいけつ}応じ、問題解決のお^{てつだ}手^{いっしょ}伝^{こま}い^{せいり}をし^{いま}て^くくれます。一緒に^{そうだん}困^{むりよう}り^{ひみつ}ご^{げんしゅ}とを^{きがる}整^{そうだん}理^{きがる}し、^{そうだん}今^{きがる}の^{そうだん}暮^{きがる}ら^{きがる}しが^{そうだん}少^{きがる}し^{きがる}でも^{きがる}良^{きがる}くなるようサポ^{きがる}ー^{きがる}ト^{きがる}して^{きがる}く^{きがる}れます。相談は^{きがる}無^{きがる}料^{きがる}で^{きがる}秘^{きがる}密^{きがる}は^{きがる}厳^{きがる}守^{きがる}され^{きがる}ま^{きがる}す。^{きがる}暮^{きがる}ら^{きがる}し^{きがる}の^{きがる}中^{きがる}の^{きがる}困^{きがる}り^{きがる}ご^{きがる}と^{きがる}に^{きがる}つ^{きがる}い^{きがる}て、^{きがる}お^{きがる}気^{きがる}軽^{きがる}に^{きがる}ご^{きがる}相^{きがる}談^{きがる}く^{きがる}だ^{きがる}さい。

ぐじょうしふくしじむしょ ぐじょうしやくしょ けんこうふくしぶ しゃかいふくしか
郡上市福祉事務所（郡上市役所 健康福祉部 社会福祉課）

〒501-4297 ぐじょうしはちまんちょうしまだに ばんち
郡上市八幡町島谷228番地

TEL：0575-67-1811（^{かちよくつう}課直通）

FAX：0575-67-0604